



ホームページアドレス <http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/chikushakyo/tourin/index.html>

第65号
 人口 42,127人
 世帯数 21,782世帯
 (令和5年1月1日現在)

【発行】
 東林地区社会福祉協議会
 相模原市南区相南1丁目10番10号
 ☎ (042) 705-3315
 FAX (042) 744-5194

東林ふくしまつりで地区の福祉活動を知る

令和4年度のふくしまつりは「東林地区の福祉活動を知る」というテーマを掲げ、11月5日(土)に東林公民館を会場に3年ぶりに開催されました。

今回はコロナ禍が未だ収束しない状況の中での開催と公民館の工レベータ修理が重なり制約が多い状況下での開催となりました。さらに「バザー」がふるさとまつりの日程からふくしまつりへの移動があつて、多くの検討しなければならぬ課題がありました。

まず会場は2階を使用しないこととしたため、1階ホールをバザー会場とPRコーナー会場に分け、さらに導線も考慮しました。バザーについてはふくしまつりで初めて行うことになり、バザー委員会を立ち上げ入念に検討しました。別記事を参照してください。

1階ホールのホール2は会員団体の活動PRコーナーとし、バザー会場の手前に配置しました。バザー会場に入る前の待ち時間に見ていただく計画でしたが、もう少し関心を持っていただけるよう工夫が必要のようでした。

レモンタイム工房は皮製品の展示販売を、くぬぎこども食堂並びにひばり学校は日頃の活動報告を、わかな会は1日に採りたい野菜の重さ当てクイズを、健康づくり普

「ふくしまつり」初のバザー、コロナ禍での丸2年のブランク、委員会の立ち上がりはまさに5W1Hからの確認。難航したのは、「誰が」でした。長年民生委員の方が提供品受付・値付・陳列・販売・レジ・残品の最終処理まで全

「ふくしまつり」の中バザー

男性ボランティアによる車椅子体験、小さな子どもにも丁寧に指導した



及員は、健康に関する啓発活動を、東林第1・2地域包括支援センターは業務内容の説明を、と各団体が日頃の活動紹介を行いました。

一方男性ボランティアの会は公民館の玄関で車椅子体験を行いました。

来年は公民館全体を会場にして幅広い年齢層に興味を持っていただけのように来場をお待ちしています。(文)広報委員・阿部)



コロナ禍で2年のブランクに再開されたバザーは賑わった

行程を担ってきました。その労力たるや、今どきの言葉で「ハンパナイ」労働量だったようです。会員団体の一括引き受けを頂き、婦人・紳士衣料を除外するなど会場縮小に併せて提供品を絞り込み、ようやく開催に漕ぎつけました。

しかしお客様の流れを見ていると、バザー目的のお客様はふくしブースに余り寄り付かない。なんとか一体感のあるふくしまつりにしたい……。

そんな反省を残しながらも、販売体制など、やや進化したバザーになったのではと思える1日でした。(文)バザー委員・根岸)

Q どの様な時に使うものなの？

A お金の管理や契約など、自分の事は自分で決めた、でもひとりで決めるのは不安がある、という時に利用できる制度です。

認知症やその他の原因により判断能力が十分でない方は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。成年後見制度とは、自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

Q どの様な事をやしてもらえるの？

A 通帳や印鑑、収支の管理・保管や、医療や介護、その他の契約に関する事などを一緒に考え、決める手伝いをしてもらえます。

大きく分けると2つの役割があります。

『財産管理』

通帳や権利証などの保管、収支の管理、重要な財産の管理、金融機関との取引、年金や賃料等収入の受領。『身上監護』

定期的な訪問と生活状況の確認、医療や介護の契約などに関する事、居所や施設入退所に関する事等。

ただし、医療行為の同意や身元保証人になる事、掃除や洗濯を直接行う事などは原則できません。

松が枝町にお住まいのCさんは、最近必要のない高額商品の契約をしてしまう等が続き「何かを決定する事」に自信をなくしていました。子どもにその辺りの事を頼もうにも遠方住まいで難しく困っていました。長年の友人であるBさんにそれを相談したところ、「金銭管理や契約支援などをしてもらえる『成年後見制度』というものがあると以前地域包括支援センターから聞いた」との話があり、早速行ってみました。

『成年後見制度』とはどういうものなの？

地域包括支援センターに聞きました vol.3



Q どの様な人が後見人として就いてくれるの？

A 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職や親族、知人などから候補者を決め、最終的には家庭裁判所によって選ばれます。

多額の資産がある方や金銭のトラブル、親族間のトラブルなどを抱えている場合は弁護士、身上監護や福祉の視点の重視が必要な場合は社会福祉士など、それぞれの専門職に得意分野があります。その方の状況に合い、何より信頼のおける候補人を選びましょう。職種によって月の費用が変わる事は原則ありません。本人の資産の大きさによって家庭裁判所が後見人の報酬額を決定します。

Q どうに相談すればいいの？

A まずは、さがみはら成年後見・あしんセンター(042-1756-5034)や地域包括支援センターにご相談ください。

判断力のある内にあらかじめ本人が後見人を選び契約する「任意後見」の事や、市社会福祉協議会の金銭管理サービスの事なども、お気軽にご相談ください。



『地域包括支援センター連絡先』

○東林第1地域包括支援センター

上鶴間の一部、東林間1〜5丁目

(042-1740-7708)

○東林第2地域包括支援センター

東林間6〜8丁目、相南、松が枝町

(042-1705-8278)

東林地区民生委員児童委員名簿

任期は令和7年11月30日まで

*新任委員

No.	氏名	担当区域	
1	青木 徳江	上鶴間1丁目46	上鶴間6丁目2~11
2	* 岩原 光子	// 4丁目1~12 (11~16)	// 5丁目8~11
3	* 森田 道代	// 4丁目12 (1~10) ~18、21、	28~30
4	* 山口 栄子	// 4丁目19、20、	22~27、31
5	* 平渡 雅雄	// 5丁目1~5、12~17	
6	* 葉袋 寿紹	// 5丁目6 (ルネ東林間B、C棟、管理棟)	
7	* 水口 明子	// 5丁目6 (ルネ東林間A、D、E棟)	
8	大川内 新	// 6丁目16~22	
9	谷 絹子	// 6丁目23~31	
10	樋口 良雄	// 7丁目1~7、10~13	
11	* 高橋 修一	// 7丁目8、9	
12	* 古木 利幸	// 7丁目14~22	
13	武石 孝子	// 8丁目1~10	
14	小湊 秀男	// 8丁目11~20	
15	草薙 薫子	東林間1丁目1~10	
16	古木 早苗	// 1丁目11~14、17~19	
17	藤沢 知恵子	// 1丁目15、16	東林間4丁目20、21、37
18	安達 則昭	// 4丁目1~3、19、22、23	
19	* (未定)	// 1丁目20~26	
20	秋野 邦夫	// 2丁目1~10	
21	澤田 久男	// 2丁目15、23	東林間3丁目16~19
22	北澤 幸枝	// 2丁目11~14、16~22	
23	鈴木 貞一	// 3丁目1~6	東林間4丁目40、44
24	* 佐藤 由起	// 3丁目7~15	
25	宮本 美智子	// 4丁目4~11、16	
26	* 平林 福利	// 4丁目12~15、	17、18、24~32
27	大井上 敦子	// 4丁目33~36、	38、39、41~43
28	* 野内 茂代	// 5丁目1~13	
29	横田 福子	// 5丁目14~18	東林間6丁目1~5
30	田中 由起子	// 6丁目6~10	相南1丁目9
31	古木 ひろむ	// 6丁目11~20、21 (30~33)、23 (16~31)	24、25
32	村田 定志	// 6丁目21 (1~29)、22~23 (1~15)	東林間7丁目1~11、21
33	* 中山 真紀	// 6丁目26、27	// 7丁目22~36
34	藤田 加代	// 7丁目12~20	// 8丁目1~3
35	佐藤 ひとみ	// 8丁目4~14	
36	小宮 英子	// 8丁目15~23	
37	* 真辺 由美子	相南1丁目1、2の22号~67号、	19~21、22の13号~最後
38	* 奈良 恒彦	// 1丁目2の1号~21号・	68号~最後、
39	飯沼 みどり	// 1丁目5、6、11~18	
40	照井 玲子	// 1丁目22の1号~10号	相南4丁目1、3、7、8
41	* 鈴木 眞由美	// 1丁目24 (1~5号棟)	(コンフォールさがみ南)
42	佐々木 妙美	// 1丁目24 (6~13号棟)	()
43	瀬尾 美代子	// 2丁目3~7	相南2丁目2 (9、10)
44	* (未定)	// 2丁目8~11、13~18	
45	* (未定)	// 2丁目12、21~28	
46	森井 福枝	// 2丁目19、20	相南3丁目27、33
47	菱中 倫子	// 3丁目1、2、4~7	相南4丁目13~15
48	* 木村 博	// 3丁目3、8~20	
49	黒川 敬	// 3丁目21~23、40~47	
50	岡本 景子	// 3丁目24~26、34~39	
51	山本 静子	// 1丁目23	相南4丁目5、6、9~12
52	五月女 和治	// 4丁目16~23	
53	* 深澤 一彰	// 4丁目24	
54	* 五ノ井 こそえ	松が枝町1~5	
55	青山 緑	// 6~14	
56	蓮尾 ちえみ	// 15~25	
57	城田 郁子	主任児童委員	
58	秋葉 由賀里	//	
59	長瀬 由紀子	//	

※上記は民生委員の担当区域、不明の点は東林地区社会福祉協議会事務局（東林まちづくりセンター内 ☎705-3315）にお問合せ下さい。

あなたの町の新たな
民生委員を紹介します

全国の民生委員が一斉改選となり、東林地区では21人の委員が退任し新任18人、再任38人で56人が委嘱され活動も開始しました。ご自分の地区委員をご確認いただき、委員の活動に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

東林地区社協情報

共同募金は、地域の福祉課題に積極的に取組む住民団体や民間事業者の福祉活動に対して、市民や企業の皆様にご賛同いただき、ご支援をいただくものです。昨年10月から本年3月末日まで全国一斉に実施されます。東林地区でも東林間駅とイトーヨーカドー店舗入口で実施されています。写真は昨年10月3日に撮影したものです。(金額は3万3千68円)募金された皆様に感謝とお礼を申し上げます。(文・写真＝長岡)



共同募金運動

3月までご協力を



絵てがみ 北山 稔

福祉啓発講座



いきいき塾「不安の正体」を上映

10月23日に精神障害者の福祉啓発講座として、上映会と障害当事者によるトークイベントが開かれました。

映画は「不安の正体」というグループホーム設立に伴う地域住民の反対運動と、反対を受けながらも暮らしている利用者、それを支援する職員を描いたものです。

住民説明会での反対住民からの厳しい声そのまま録音されており、精神障害を抱えて生きることの困難が、病気だけではなく偏見や差別であることが生々しく感じられる映像が印象に残っています。

起る。それが「不安の正体」であることがよく分かる内容でした。障害当事者のトークイベントはまさに、地域で暮らしている方々の姿を見てもう一つ実践の場でした。障害がありながらマジシャンとして活躍しているTOMOYAさんがマジックを披露。机を浮かして・・・など、観客からも感嘆の声が上がりました。

また、グループホームで暮らしている二人の方から地域の方に理解して欲しいこと、協力して欲しいことなどが語られました。

「作業所やグループホームなどは身近な存在であり、少し足を延ばすだけで、当事者の人たちと触れ合う機会が持てる。自治体などにも取り上げて欲しいし、私の働いている作業所などにも来て欲しいと思っています。実際の姿を見てもらうことが、お互いの安心・安全につながるのではないかと思う」といった内容が両名から語られました。会場の皆様も熱心に耳を傾けていただき、講座終了間際まで、質疑をいただきました。

終演後、お二人からは、こうして自分たち当事者が直接語れる場があると、社会の役に立てると実感できる。貴重な機会であったとお話しいただきました。

(文＝いきいき塾委員・神崎)